主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人大野好哉の上告理由第一点について。

仮に被上告人が無尽を業とし、しかも主務大臣の免許を得ていなかつたとしても、本件無尽契約の私法上の効果に影響がないものとした原判決の判断は相当であり、また右原判決の判断中には所論公序良俗に反しないものとの消極的判断をも含んでおるものと解するを相当とすべきであるから、論旨は採用できない。

同第二点について。

論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

茂			Щ	栗	裁判長裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官
克			田	池	裁判官